

肺炎球菌予防接種を受ける前に

高齢者の肺炎の原因で最も多く、重症化しやすいものが肺炎球菌です。この予防接種に用いられる23価肺炎球菌ワクチンは、成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約7割を占める23種類の肺炎球菌の型に効果があります。

接種を受ける法律上の義務はありませんが、接種を希望される場合は、下記の注意事項をよく読み、十分に理解された上で接種してください。接種にあたってはご本人の意思確認と署名が必要となります。

1. 一般的注意事項

予防接種を受ける前に、必要性や副反応についてよく理解しましょう。
気になることや分からなきことがあれば、担当の医師や看護師などにおたずねください。
説明を受けても十分に理解できない場合は、接種を受けないでください。

2. 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱している人
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ ワクチンに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある人
- ④ その他、予防接種をすることが不適当な状態と医師が判断した人

3. 予防接種を受ける前に、医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患、発育障害などの基礎疾患がある人
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱及び全身性発疹などのアレルギーを疑う症状を起こしたことのある人
- ③ 過去にけいれんの既往がある人
- ④ 免疫不全の人、近親者に先天的免疫不全症の人がいる人
- ⑤ 過去に13価肺炎球菌ワクチンを接種したことのある人

4. 予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 予防接種の注射のあとが赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだり、軽い発熱などが起こることがあります（副反応）。もし、局所の異常反応や体調変化、さらに高熱、けいれんなどの異常が生じた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 予防接種を受けた日は、入浴しても差し支えなく、接種部位を清潔に保ってください。いつもどおりの生活をして大丈夫です。ただし、激しい運動はさけてください。

5. この予防接種により健康被害が生じた場合

予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。

予防接種に関する問い合わせ先

青葉区保健福祉センター家庭健康課 225-7211(代)
宮城野区保健福祉センター家庭健康課 291-2111(代)
太白区保健福祉センター家庭健康課 247-1111(代)
泉区保健福祉センター家庭健康課 372-3111(代)

青葉区宮城総合支所保健福祉課 392-2111(代)
若林区保健福祉センター家庭健康課 282-1111(代)
太白区秋保総合支所保健福祉課 399-2111(代)

このお知らせに関する問い合わせ先

仙台市感染症対策室 214-8452（直通）
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号